

## 「フリーランス杉並家族会」会則

この会則はフリーランス杉並家族会の活動に関する事項を定めたものである。

第 1条（名称）本会はフリーランス杉並家族会と称する。

第 2条（目的）不登校・ひきこもり・発達障害の家族（当事者も含む）が集い、お互い支え合い、励まし合い、団結して不登校・ひきこもり・発達障害者の社会（学校）参加を実現することを目的とする。

第 3条（会員）フリーランス杉並家族会の主旨に賛同するもの。

第 4条（役員）本会の活動を行なう為の事務局長、共同代表2名、経理1名をおき、総会で決定をする。任期はその年の総会から翌年の総会までの1年間とする。

第 5条（入会）本人からの申し出であった時。

第 6条（退会）本人からの申し出であった時。

第 7条（除籍）本会の活動に著しくそぐわないと判断された時。

第 8条（会費）活動（例会、等）時の参加費として500円/家族とする。

第 9条（会場）原則として、区内公的施設とする。

第10条（活動）原則として奇数月に一回程度を開催する。

第11条（会議）この会の会議は総会とする。

総会は年一回開催し代表が招集し開催する。但し必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第12条（会則の撤廃）この会則を改廃する時は、総会の議決を経なければならない

第13条（附則）この会則は平成31年3月1日より施行する。